

柏崎市 公園施設長寿命化計画

令和 6 年 3 月

柏崎市 都市計画課

1. 都市公園整備状況

(令和 6 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
26	49.71 ha	6.4m ²

2. 計画期間（西暦）〔2024 年度～2033 年度（10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
14	3	2	4							3		26

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園（公園又は緑地）」とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
216	47	434	157	3	4	98

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
924	0	10	1893

②これまでの維持管理状況

全ての公園施設（一般施設、土木構造物、遊具、建築物）を対象に、柏崎市 都市計画課と指定管理者が維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

遊具はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び、社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する指針 JPFA-SP-S：2014」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険個所が発見された場合には、その緊急度の高い施設から補修又は更新を行ってきた。

③選定理由

本公園は幅広い世代が利用する公園であり、今後も安全に公園を利用できるよう、財政的な制約からメリハリをつけた公共施設のストックマネジメントを導入する必要がある。また、公園施設の補修もしくは更新の要望もあるため、市民をはじめ多くの方が利用する総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園、緑地等を計画の対象公園とする。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減の実現を目指す。また、日常点検や定期点検の実施により、施設の安全性を維持する。

計画対象公園は、令和 5 年度において 2 回目の公園施設長寿命化計画の見直しを行った。

その内容は、以下のとおりである。

計画策定年度	内 容
令和 5 年度	・長寿命化計画の見直し (街区公園 14 公園、近隣公園 3 公園、地区公園 2 公園、 総合公園 4 公園、緑地 3 箇所)

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

公園施設の点検調査は 2023 年に実施した。

1. 一般施設、土木構造物

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」に則り、260 施設について健全度調査を実施した。

2. 遊具等

社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する指針 JPFA-SP-S：2014」に則り、「公園施設製品安全管理士」及び「公園施設製品整備技士」の資格を持つ技術者が対象の 145 施設について健全度調査を実施した。

3. 建築

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」に則り、42 施設について健全度調査を実施した。

(施設数)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (251)	33	117	54	47	
b. 土木構造物 (9)	0	7	2	0	
c. 建築物 (42)	2	17	16	7	
d. 遊具 (145)	22	84	32	7	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

緊急度判定は、各施設の健全度判定結果より、健全度A、Bを緊急度「低」、健全度Cを「中」、健全度Dを「高」に設定した。

(施設数)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (251)	47	54	150
b. 土木構造物 (9)	0	2	7
c. 建築物 (42)	7	16	19
d. 遊具 (145)	7	32	106

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（保守・修繕・清掃）と日常点検は、柏崎市 都市計画課と指定管理者が定期的を実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設に異常が発見された場合は、速やかに使用中止の措置を行い、事故などの予防の措置を講じる。また、この時点で健全度調査を実施し、補修又は更新の対策を行う。

清掃などは、柏崎市 都市計画課と指定管理者が行うものとする。

遊具、建築物、その他法で定める定期点検の実施が求められる施設については、定期点検結果により施設の劣化や損傷を把握する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

健全度がCとなる施設について優先的に更新を行うほか、健全度がBとなった時点で補修などの長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図るものとする。

事後保全型、予防保全型の管理類型は、ライフサイクルコストの縮減効果算定結果を踏まえて確定する。遊具や定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物は、予防保全型とする。

1. 一般施設・土木構造物

- ・ 予防保全型管理施設は、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化や損傷状況を把握するとともに、必要に応じて公園施設長寿命化計画の補正を行う。
- ・ 健全度がBとなった時点で、補修等の長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図るものとする。

2. 遊具

- ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化や損傷状況を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を確認した場合は、消耗材の交換などを行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、健全度がBとなった時点で補修などの長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図るものとする。

3. 建築物

- ・ 対象施設について、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化や損傷状況を把握するとともに、必要に応じて公園施設長寿命化計画の補正を行う。
- ・ 定期点検、法定点検の結果を健全度調査として活用し、健全度がBとなった時点で補修などの長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図るものとする。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	689,497千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	409,860千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	279,637千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	68,950千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した 26 公園における 10 年間のライフサイクルコスト縮減額は、24,950 千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画策定時と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。